

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)宗谷岬風力発電
事業更新計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年6月24日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大57,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年11月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成31年 2月18日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成31年 2月26日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 元年11月14日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 2年 1月15日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 2年 3月25日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 2年 5月11日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 2年 9月29日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 2年12月 2日
北 海 道 知 事 意 見 受 理	令和 3年 3月26日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 3年 3月30日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 3年 6月24日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、萬上
電 話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ及びオオワシ（以下「海ワシ類」という。）の日本とロシア間の主要な渡り経路となっており、休息地としての利用も確認されている。また、対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの複数ペアの営巣及び繁殖が確認されていることから、対象事業実施区域及びその周辺は、特に海ワシ類の種の保全に関し、自然環境保全上、極めて重要な地域である。

一方、既設風力発電設備付近において、平成 19 年から平成 28 年の間に、オジロワシの死亡個体が 10 個体発見されており、これらは全てバードストライクによるものと推察されている。

このため、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減する観点から、以下の取組を適切に実施すること。

(1) 事業計画の見直しについて

ア 既設風力発電設備におけるオジロワシのバードストライクの状況、飛翔の状況、地形条件等からオジロワシの風力発電設備への衝突の影響が特に懸念される SMJ02 号機、SMJ03 号機、SMJ07 号機及び SMJ12 号機については、設置の取りやめ、又は、影響が回避又は十分に低減できる場所に配置の変更を行うこと。

イ 海ワシ類の渡りへの影響が特に懸念される SMJ16 号機及び SMJ17 号機については、設置の取りやめ、又は、影響が回避又は十分に低減できる場所に配置の変更を行うこと。

ウ ア及びイの事業計画の見直し並びに 2. (2) ア (ア) ～ (オ) の結果及び専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行う場合には、評価書においてその考え方を正確に分かりやすく記載するとともに、事業計画の見直しの結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応

じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸の見落としや他の動物の持ち去り、積雪の影響などによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

(3) 本事業者の関連事業者が設置する協議会への報告及び協議会の結果を踏まえた対応等について

海ワシ類等の重要な鳥類への対応として、海ワシ類のバードストライク、オジロワシの営巣・繁殖及び海ワシ類の渡りに関する本事業の環境保全措置の内容、事後調査の実施方針等（以下「事業実施前の対応」という。）について、本事業者の関連事業者が設置している「道北風力発電事業における鳥類保全に関する協議会」（以下「道北協議会」という。）の協議結果を参考にしつつ、専門家等からの助言を踏まえて事業を実施すること。また、本事業の事業実施前の対応について、道北協議会に報告すること。

さらに、本事業の環境保全措置の実施状況、事後調査の結果、それを踏まえた追加的な環境保全措置の計画等について道北協議会に報告し、同協議会からの助言を踏まえて事業を実施すること。なお、同協議会の結果及びそれを踏まえた対応について公開することにより、透明性及び客観性を確保した上で、地元等の理解を得ながら、事業を実施すること。

2. 各論

(1) 地形及び地質に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、「日本の地形レッドデータブック」に掲載されている「宗谷丘陵の周氷河性波状地」が広く分布している。本準備書では、既存文献、専門家等の助言を踏まえ、詳細な地形範囲を確認し、予測及び評価が実施されている。

今後の風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の配置の詳細計画の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路等を活用すること等により、当該地形の改変を最小限に抑制するよう更なる検討を行うこと。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、特に海ワシ類の種の保全に関し、自然環境保全上、極めて重要な地域であることから、専門家等の助言を踏まえ、適切

に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、海ワシ類のバードストライクの影響等を回避又は十分に低減できる風力発電設備の配置を検討する必要があるが、本準備書における海ワシ類の調査、予測及び評価結果は、渡り鳥調査の調査地点が適切に設定されていないこと、年間衝突回数推定値の予測結果に誤りがあること等から、正確性と信頼性に欠ける内容となっている。

このため、評価書の作成に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を客観的な根拠と併せて記載するとともに、以下の措置を講ずること。

ア 以下の（ア）から（オ）の結果を評価書に記載すること。また、以下の（ア）から（オ）の結果や、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備等の配置を再検討し、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

（ア）既設風力発電設備において発生したオジロワシのバードストライクと推察される死亡個体の確認時期が４月～６月に集中していることから、本準備書の一部の予測及び評価は繁殖期に限定し、予測及び評価が実施されている。一方で、当該個体の環境省による剖検所見によると、積雪期にバードストライクが発生した可能性が高いとされる個体が存在することから、専門家等の助言を踏まえ、予測の対象時期を適切に設定し、予測及び評価を実施すること。

（イ）本準備書では、バードストライクに係る予測及び評価は、年間衝突回数推定値による予測及び評価が実施されているが、年間衝突回数推定値の予測結果に誤りがあることから、専門家等の助言を踏まえ、適切に予測及び評価を実施すること。

（ウ）本準備書では、地形や行動パターンを踏まえ、オジロワシのバードストライクのリスクが高い場所をメッシュ図に記載したバードストライクリスク図（以下「リスク図」という。）を作成し、オジロワシの予測及び評価が実施されている。一方で、リスク図の作成に当たり、対象とした個体及び期間については、滞在個体の繁殖期の探餌飛翔に限定されている等、対象とするリスク要因、対象とする個体、対象とする期間等について十分に検討されておらず、リスク図が適切に作成されたとは判断できない。このため、リスク図の作成に関し、対象とするリスク要因、対象とする個体、対象とする期間等について専門家等の助言を踏まえリスク図を作成し、その結果を踏まえ、適切に予測及び評価を実施すること。

（エ）本準備書において、対象事業実施区域及びその周辺に生息しているオジロワシＡ～Ｃペアの行動圏解析が行われているが、オジロワシＢ及びＣペアは、本事業の調査において繁殖が確認されていない。

このため、評価書の作成までに、準備書で実施したオジロワシＢ及びＣペアの行動圏解析結果について、専門家等に確認を行い、必要に応じ、専門家等の助言を踏まえ、行動圏解析の再解析を実施し、適切に予測及び評

価を実施すること。

(オ) 対象事業実施区域から離れた場所に渡り鳥調査の調査地点が設定されており、対象事業実施区域内の渡り個体の飛翔を適切に確認できていないと考える。このため、専門家等の助言を踏まえ、渡り鳥調査の調査地点を設定の上、海ワシ類の秋季の渡り鳥調査を再実施し、その結果を踏まえ、適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、道北協議会の協議結果や専門家等の助言を踏まえ、工事時期の調整等の環境保全措置を適切に実施すること。

ウ バードストライクの発生を低減するため、道北協議会の協議結果や専門家等の助言を踏まえ、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。

エ コウモリ類については、ブレード回転域の高度における重要な種の飛翔状況を十分に把握できるよう、専門家等の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。

オ 以下の（ア）から（ウ）の事後調査の実施方針を道北協議会に報告するとともに、事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、それを踏まえた追加的な環境保全措置の計画等について道北協議会に報告し、同協議会からの助言を踏まえて事業を実施すること。

（ア）鳥類のブレード、タワー等への接近又は衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。

（イ）対象事業実施区域の周辺において、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、営巣状況や行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。

（ウ）対象事業実施区域及びその周辺は、海ワシ類の日本とロシア間の主要な渡り経路となっており、対象事業実施区域及びその周辺において、海ワシ類の渡り個体の休息地としての利用が確認されていることから、海ワシ類の渡りに係る事後調査を適切に実施すること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（３）植物及び生態系に対する影響

ア 対象事業実施区域の大部分に、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）

に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査（特定植物群落調査）において特定植物群落に選定されている「宗谷丘陵ササ草原」が存在しているが、本事業の調査の段階で、既に当該特定植物群落の一部が改変されている。

今後の風力発電設備等の配置の詳細計画の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路等を活用すること等により、当該特定植物群落の改変を最小限に抑制するよう更なる検討を行うこと。

イ タカネトンボについては、改変区域から除外することを検討すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じ代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は、種に応じた適切な期間、定着状況の確認等の事後調査を行うこと。

（４）対象事業実施区域その周辺においては、他の事業者による環境影響評価手続中の風力発電事業が複数あることから、他事業者から必要な情報を入手するなどして、これらの事業との累積的影響の予測及び評価を行うこと。

（５）典型性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行い、予測及び評価を行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。